



日本共産党議員団
2015. 10. 15. No. 1351.
ご相談はお気軽に
TEL FAX とも **3905-0970**
さがらとしこ事務所
赤羽北3-23-17
(バス停「赤羽北3丁目」、メガシティ近く)

向題だらけのマイナンバーですが...

● 10月5日にスタートしましたが、「**番号通知カード**」送付は10月末ごろからになりそうです。そして、来月4日から「**個人番号カード(マイナンバーカード)**」の交付がはじまります。(初回は無料、再発行800円)

- 日本共産党北区議員団は、125万件にもものぼる年金情報流出事件を受けて、あらためて北区でのセキュリティを総点検する上でも実施中止を国に求めるよう要求しましたが、区は受け入れませんでした。
- 実施のための諸経費も人件費も、ほとんど自治体のもち出し、各事業者の方も負担増となっています。
- その上、お手盛り利権の温床となりかねない事件発覚。

「立憲主義」って、何でしょうか。



4 ● 今号の裏面に、園井ル作「憲法111」の文面をのせています。

憲法で国家権力を縛るという考え方は、

● 最近、とても大きな話題になっていますが、
● つまり、国民の自由や権利を守るために、国がやるべきこと、やってはいけないことを、憲法にあらかじめ定めておくことで、国家権力の暴走を防ぎます。ですから、憲法10章では、憲法に反する法律などは「その効力を有しない」(98条1項)と、大臣や国会議員らに、「憲法を尊重し、守ること」(99条)を課しています。



「戦争法を廃止させよう」

2,000万人署名全国で

● 憲法違反の戦争法は、一刻も早くやめさせなくてはなりません。

19日(月)は署名や宣伝を赤羽西口ひろば、5時~6時

辺野古新基地は許さない。翁長知事が承認取り消しへ

- 13日、おながたけし沖縄県知事が、埋め立て承認を取り消したと発表。
- 戦争への道ストップ。沖縄と連帯!!

医療介護の連けいで安心して住み分けられるまちに

ことし健康まつりがあり村。10/25(日) 桐丘郷小を会場に

トマトの会 第22回学習・交流会
緊急企画

野党の、主権者の、本気度を問う

2015年11月1日(日)
18:40~20:40 (18:15開場)
@北とびあ15階ペガサスホール
参加費:500円

千葉 真

(国際基督教大学教授、立憲デモクラシーの女呼びかけ人)

小池 晃

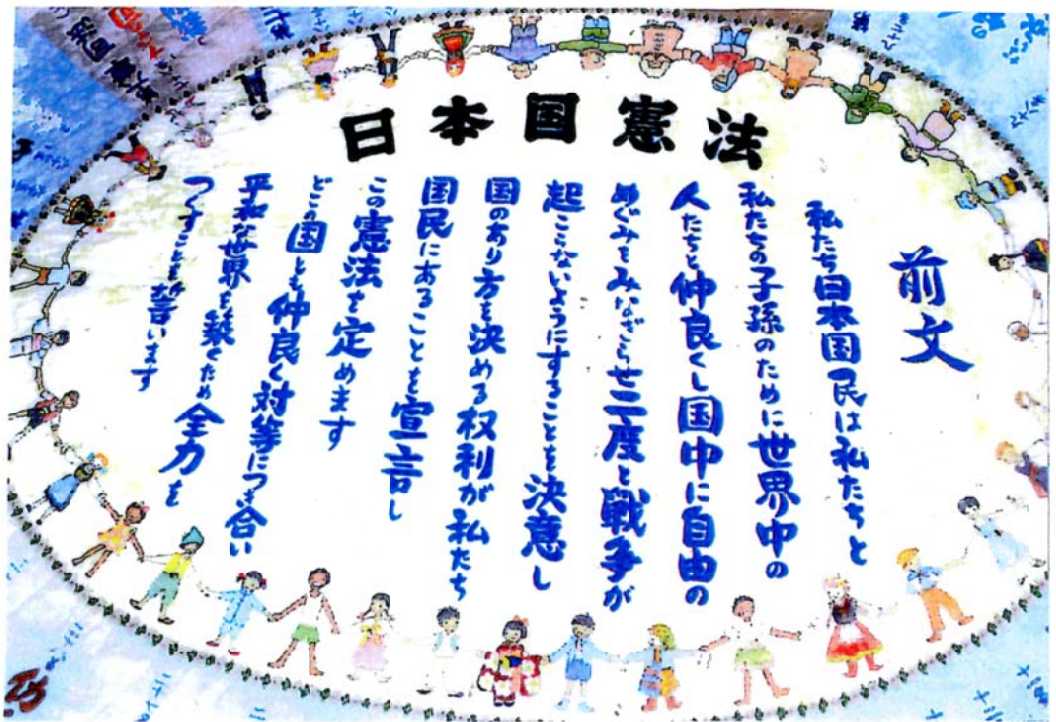
(参議院議員、日本共産党副委員長)

政治学者×日本共産党×ママ

町田ひろみ (立憲デモクラシーの女呼びかけ人)

他にも、さまざまな立場からご意見、ご意見をいただきます。

facebook.com/tomatonoka | @tomatonoka | youtube.com/user/kitakutomatonoka



日本国憲法

前文

二〇一五年 園サトル作

「憲法キルト」より

私たち日本国民は私たちと
 私たちの子孫のために世界中の
 人々と仲良くし国中に自由の
 めぐみとみながぎらせ二度と戦争が
 起こらないようにすることを決意し

国のあり方を決める権利が私たち
 国民にあることを宣言し

この憲法を定めます

どの国とも仲良く対等につき合い
 平和な世界を築くため全力を
 つぎすことを誓います



第一章 天皇 (一条から八条)

一条 天皇は日本国の象徴

四条 天皇は政治に関与しない (国事行爲のみ行う)

第二章 戦争の放棄 (九条)

九条 国どうしのもめごとの解決に

武力は決して使わない

どんな武器も軍隊も持たない

第三章 権利と義務 (十条から四十条)

十一 条 基本的な人権は永久の権利

十二 条 自由と権利は努力して守るもの

十三 条 国民は個人として尊重され

しあわせになる権利がある

十四 条 すべての国民は法のもとに平等

十八 条 だれも奴隷的苦役を受けない

十九 条 思想・良心の自由を侵してはならない

二十 条 信教は自由 国の宗教活動は禁止

二十一 条 集会結社表現は自由 検閲は禁止

二十二 条 居住移住職業の選択は自由

二十三 条 学問の自由は保障する

二十四 条 結婚は男女の合意による 夫婦は同権

二十五 条 健康で文化的に暮らす権利は

国が保障する

二十六 条 教育を受ける権利と受けさせる義務が

義務がある

二十七 条 すべての国民は働く権利と義務がある

旧児童と酷使とはならない

二十八 条 働く人々は団結し団体交渉

団体行動をする権利がある

二十九 条 国民は納税の義務を負う

三十 条 公務員による拷問 残虐な刑罰は

絶対禁止

三十一 条 だれも自分に不利益な供述を

強要されない

第四章 国会 (四十一から六十四条)

四十一 条 国の最高機関であり唯一

法律をつくるところ

四十二 条 衆議院と参議院から成る

四十三 条 両院の議員は国民が選ぶ

四十四 条 両議院の会議は公開とする

※第五章以降は、次週お届けします。